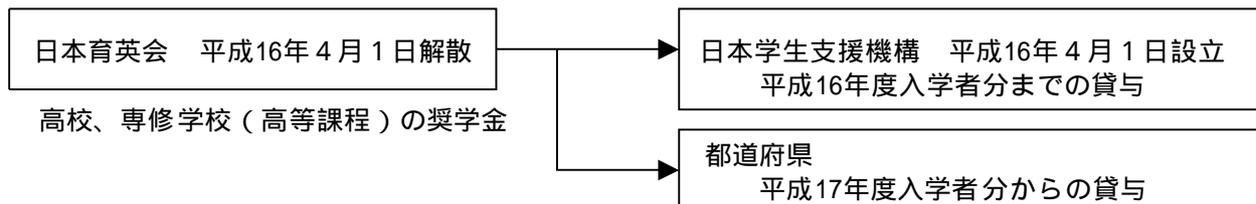


| | |
|-------|---|
| 件名 | 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 高校教育課（人権教育課） |
| 根拠法令等 | 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号） |

【改正の概要】

独立行政法人日本学生支援機構法が制定され、日本育英会法が廃止されることに伴う一部改正

- 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正
高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者に対する修学奨励資金の貸与要件（打切要件）の改正
（旧）日本育英会法の規定による学資の貸与を受けていないこと。
（新）独立行政法人日本学生支援機構法又は廃止された旧日本育英会法の規定による学資の貸与を受けていないこと。
- 愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部改正
平成13年度をもって廃止された愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例の経過措置によって現に奨学金の貸与を受けている者に対する奨学金の貸与要件（打切要件）の改正
（旧）日本育英会法の規定による学資の貸与を受けていないこと。
（新）独立行政法人日本学生支援機構法又は廃止された旧日本育英会法の規定による学資の貸与を受けていないこと。



| | |
|-----|-----------|
| 施行日 | 平成16年4月1日 |
|-----|-----------|

【その他参考事項】

「特殊法人等整理合理化計画」（日本育英会）（平成13年12月閣議決定）
日本育英会を廃止した上で、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人（日本学生支援機構）を設立

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月閣議決定）
（留学生関係法人；内外学生センター、日本国際教育協会、国際学友会、関西国際学友会）
独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき学生支援事業を効率的に行うために設置される独立行政法人（日本学生支援機構）へ移管する。